第三条　対象となる租税

1　この協定は、次の租税について適用する。

(a)　日本国については、

(i)　所得税
(ii)　法人税
(iii)　住民税
(iv)　相続税
(v)　贈与税
(vi)　消費税
(vii)　復興特別所得税
(viii)　復興特別法人税

(b)　リヒテンシュタイン公国については、

(i)　個人所得税
(ii)　法人所得税
(iii)　不動産譲渡収益税
(iv)　資産税
(v)　利札税
(vi)　付加価値税

2　この協定は、1に規定する租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、1に規定する租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を相互に通知する。

第四条　定義

1　この協定の適用上、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「リヒテンシュタイン公国」とは、地理的意味で用いる場合には、リヒテンシュタイン公国の主権が及ぶ領域をいう。

(c)　「締約国」とは、文脈により、日本国又はリヒテンシュタイン公国をいう。

(d)　「権限のある当局」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者

(ii)　リヒテンシュタイン公国については、リヒテンシュタイン公国政府又は権限を与えられたその代理者

(e)　「者」には、個人及び法人、凍結遺産その他団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「国民」とは、次の者をいう。

(i)　日本国については、日本国の国籍を有する全ての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された全ての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われる全ての団体

(ii)　リヒテンシュタイン公国については、市民権法（官報千九百六十年第二十三号）に従ってリヒテンシュタイン公国の市民権を有する全ての個人及び個人以外の者であってリヒテンシュタイン公国において施行されている法令によってその地位を与えられた全てのもの

(h)　「株式公開法人」とは、その主たる種類の株式が公認の有価証券市場に上場されている法人をいう。ただし、その上場された株式が一般に容易に購入され、又は販売される場合に限る。株式は、その購入又は販売が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は販売されるものとする。

(i)　「主たる種類の株式」とは、法人の議決権及び価値の過半を占める一又は二以上の種類の株式をいう。

(j)　「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。

(i)　日本国の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場

(ii)　二千四年四月二十一日付けの欧州議会・閣僚理事会指令二〇〇四・三九・EC第四条に定める実質的な要件を満たす有価証券市場

(iii)　両締約国の権限のある当局が公認の有価証券市場として合意するもの

(k)　「集団投資基金又は集団投資計画」とは、あらゆる集団投資の媒体（法的な形態のいかんを問わない。）をいう。「公開集団投資基金又は公開集団投資計画」とは、その持分証券、株式その他の持分が一般に容易に購入され、販売され、又は償還される集団投資基金又は集団投資計画をいう。集団投資基金又は集団投資計画の持分証券、株式その他の持分は、その購入、販売又は償還が限られた投資家の集団に黙示的にも明示的にも制限されていない場合には、一般に容易に購入され、又は償還されるものとする。

(l)　「租税」とは、この協定が適用される租税をいう。

(m)　「要請国」とは、情報の提供を要請する締約国をいう。

(n)　「被要請国」とは、情報の提供を要請された締約国をいう。

(o)　「情報収集のための措置」とは、一方の締約国が要請された情報を入手し、かつ、提供することを可能にするための法令及び行政上又は司法上の手続をいう。

(p)　「情報」とは、事実、記述又は記録（形態のいかんを問わない。）をいう。

2　締約国によるこの協定の適用に際しては、この協定において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、当該締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第五条　要請に基づく情報の交換

1　(a)　被要請国の権限のある当局は、第一条に定める目的のため、要請に応じて情報を入手し、及び提供する。そのような情報は、次に掲げる情報を含む。

(i)　銀行その他の金融機関及び代理人として活動し、又は受託者の資格で活動する者（名義人及び信託の受託者を含む。）が有する情報

(ii)　法人、組合、信託、財団その他の者の所有に関する情報（第二条の規定の範囲内で、所有の連鎖における全ての者の所有に関する情報を含むものとし、信託については委託者、受託者及び受益者に関する情報、財団については設立者、理事会の構成員及び受益者に関する情報を含む。）

(b)　(a)に規定する情報は、被要請国が当該情報を自己の課税目的のために必要とするか否かを考慮することなく、また、調査の対象となる行為が被要請国内において行われたとした場合にその法令の下において犯罪を構成するか否かを考慮することなく、提供される。

2　被要請国は、その権限のある当局が保有する情報が情報提供の要請に応ずるために十分でない場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、要請された情報を要請国に提供するために全ての関連する情報収集のための措置をとる。

3　要請国の権限のある当局から特に要請があった場合には、被要請国の権限のある当局は、被要請国の法令によって認められる範囲において、記録の原本の写しに認証を付した形式で、この条の規定に基づく情報の提供を行う。

4　この協定は、両締約国に対し、過重な困難を生じさせることなしに株式公開法人又は公開集団投資基金若しくは公開集団投資計画の所有に関する情報を入手することができる場合を除くほか、当該情報を入手し、又は提供する義務を生じさせるものではない。

5　要請国の権限のある当局は、この協定に基づいて情報の提供を要請するに際しては、求める情報とその要請との関連性を示すため、被要請国の権限のある当局に対し、次に掲げる情報を書面により提供しなければならない。

(a)　調査の対象となる者を特定する事項

(b)　課税年度に基づいて課される租税に関しては、要請に係る課税年度

(c)　要請する情報に係る記述（当該情報の性質及び要請国が希望する被要請国から当該情報を受領する形式を含む。）

(d)　要請する情報を必要とする課税目的

(e)　要請する情報が(a)に規定する者に関する要請国の法令の運用又は執行に関連すると認める理由

(f)　要請する情報を被要請国が保有しているか又は被要請国の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠

(g)　要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）

(h)　要請が要請国の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請する情報が要請国の領域的管轄内にあったとしたならば要請国の権限のある当局が要請国の法令に基づいて、又は要請国の通常の行政上の慣行を通じて当該情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述

(i)　要請する情報を入手するために要請国が自国の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述